

移動等円滑化取組計画書

令和3年6月25日

住 所 大阪府和泉市いぶき野五丁目1番1号  
事業者名 泉北高速鉄道株式会社  
代表者名 代表取締役社長 金森哲朗

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

- ・ 運行状況等の情報を確認しやすいデジタルサイネージを各駅改札付近に設置する。
- ・ 全ての駅係員及び乗務員を対象とし、高齢者や障害をお持ちの方の介助に必要な研修を計画的に実施する。
- ・ 駅間停車列車の車椅子利用者等お客様救護のため令和2年度に導入した搬送機器を使用した訓練を引続き実施し、習熟度を向上させる。
- ・ 高齢者や障害をお持ちの方がわかりやすい案内設備を駅舎リニューアル等の時機に合わせて整備していく。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を順守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
人員の配置  デジタルサイネージの設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車椅子利用者や目のご不自由なお客さま等をサポートするため、ステーションアテンダントを各駅に配置する。 (2021年度(通年))</li> <li>・列車の運行状況等必要な情報を分かりやすく、速やかに提供するため各駅の改札付近にデジタルサイネージを設置する。 通常時は列車の在線位置、種別、遅延時分を路線図、列車ピクトを用いて表示し、ダイヤ乱れ等輸送障害発生時は文字表示、路線図、音声を用いて運転見合わせ区間、ダイヤ乱れ区間、運転再開見込み時間、振替輸送等列車の運行状況についての情報提供を行う。 (2021年度)</li> </ul>

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
人員の配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車椅子利用者や目の不自由なお客さま等をサポートするため、各駅に配置するステーションアテンダントの必要数を維持する。(2021年度)</li> </ul>

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
デジタルサイネージの設置  駅サイン更新	<ul style="list-style-type: none"> <li>・列車の運行状況等必要な情報を分かりやすく、速やかに提供するため各駅の改札付近にデジタルサイネージを設置する。 通常時は列車の在線位置、種別、遅延時分を路線図、列車ピクトを用いて表示し、ダイヤ乱れ等輸送障害発生時は文字表示、路線図、音声を用いて運転見合わせ区間、ダイヤ乱れ区間、運転再開見込み時間、振替輸送等列車の運行状況についての情報提供を行う。 (2021年度)</li> <li>・深井駅の駅サインをグローバルデザインに配慮し JIS 規格に適合したピクトグラムを使用したわかりやすいサインに更新する。 (2021年度)</li> </ul>

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
障害者の接遇に関する訓練等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通サポートマネージャー研修に参加する。</li> <li>・ 車椅子利用者等の救護を想定した事故復旧訓練を実施する。</li> </ul> (2021年度)

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
各種アナウンス、ポスター掲示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 優先座席案内放送の実施。</li> <li>・ 優先座席の位置の明示及び優先座席の対象となる方を表すピクトグラムの車内表示。</li> <li>・ 視覚障害者のホームからの転落防止のみならず高齢者や障害をお持ちの方に対する、お客様同士の声掛け等共助を呼びかけるアナウンス、ポスターの掲示。</li> </ul> (2021年度)

III 移動等円滑化の促進のためIIと併せて講ずべき措置

<p><b>【ソフト対策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者や障害をお持ちの方への駅係員によるサポート、声掛けや見守り</li> <li>・ 各駅に配置したステーションアテンダントによる、高齢者や障害をお持ちの方へのサポート</li> </ul> <p><b>【情報の共有および対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害をお持ちの方等から当社ホームページや駅窓口等にご意見が寄せられたときは、毎週それを集約し、トップを含む社内での定期連絡会に報告を行うとともに、必要な対策を検討する。</li> </ul> <p><b>【沿線自治体との連携】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 深井駅、泉ヶ丘駅、梅・美木多駅、光明池駅が所在する堺市のバリアフリー検討委員会に参画し、堺市の移動等円滑化促進方針（マスタープラン）の策定に必要な協力を行う。</li> </ul>
---

#### IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変更内容	理由
デジタルサイネージの設置	・設置時期を昨年度計画から今年度計画に変更する。	・配信のための通信回路の選定等に時間を要したため。

#### V 計画書の公表方法

弊社ホームページにおいて公表している。

#### VI その他計画に関連する事項

特記事項なし

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。